

【臨時福祉給付金】と【子育て世帯臨時特例給付金】

1. 臨時福祉給付金の概要

○臨時福祉給付金とは

平成26年4月から消費税率の8%引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

○支給対象者

平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されない方が対象です
ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合
生活保護制度の被保護者となっている場合 などは対象外です。

○支給額

支給対象者1人につき 1万円

支給対象者の中でつぎに該当する方は、5千円を加算

- ・ 老齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
- ・ 児童扶養手当、特別障がい者手当等の受給者など

○申請手続

申請先は、基準日（平成26年1月1日）において住民登録がされている市町村です。

2. 子育て世帯臨時特例給付金の概要

○子育て世帯臨時特例給付金とは

平成26年4月から消費税率の8%引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

○支給対象者

基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方を基本とします。

○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童を基本とします。
ただし、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等は対象外です。

○給付額

対象児童1人につき 1万円

○申請手続

支給対象者は、原則として、基準日（平成26年1月1日）時点の住所地の市町村に対して、支給の申請を行います。

申請を受けた市町村は、児童手当の受給状況、平成25年の所得、臨時福祉給付金の受給資格等について審査の上、支給対象者に対して支給を行います。

◎受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

※申請、支給手続については、現在準備中です。住民税の算定が完了するのが6月頃であるため、7月頃から支給を開始する予定です。